

令和 2年 4月13日

各障害福祉サービス事業所 管理者 様

紀の川市長 中村 慎司

(公 印 省 略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス等
(通所支援)の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市においても新型コロナウイルスの感染者が確認され、各障害福祉サービス事業所の皆様には、なお一層の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、感染症対策マニュアル等に基づき組んで頂いているところかと存じます。

令和2年3月10日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」において、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、以下の場合、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となっています。

(ア) 都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合

(イ) サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合

以上のことから、本市において新型コロナウイルス感染者が確認された状況を踏まえ、上記(イ)の状況下にあると判断し、障害福祉サービス事業等(通所支援)において、在宅でのサービス提供(支援)を行う際に、別に定める届出書及び報告書を提出することで報酬算定の対象とする取扱いとします。

つきましては、当該事業所におかれましては、在宅支援開始前に別添の届出書(様式1)を、在宅支援を行った月毎に報告書(様式2)の提出をお願いします。

なお、本取扱いは、当面の間の適用することとし、今後の国の情勢等を踏まえ、変更等があった場合には、随時通知にてお知らせ致します。

お問い合わせ
紀の川市福祉部障害福祉課
認定給付班
0736-77-0821(直通)